

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 3 日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

記

1 監査のテーマ

平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、それまで公の施設の管理委託先は公共団体、公共的団体等とされていた管理委託制度が廃止され、これらの団体に加え株式会社、NPO 法人、任意団体等も含めて広く民間団体による管理運営が可能となる指定管理者制度が創設された。

本市においても、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度に全面移行し、平成 21 年度当初では 20 施設を実質 15 団体で管理運営されることとなった。

本制度は、導入から 3 年半が経過しており、一定の定着化が図られているものと思料されることから、今回の監査のテーマを「公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について」と定め、実施した。

2 監査の実施根拠

(1) 所管課に対する実施根拠

「地方自治法」第 199 条第 2 項による行政監査

(2) 指定管理者に対する実施根拠

「地方自治法」第 199 条第 7 項による指定管理者監査

3 監査の目的

所管課及び指定管理者双方に対して、指定管理者制度に係る事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなど制度の運用が適正に行われているかを検証し、公の施設の管理に係る事務の適正な執行に資することを目的とし、実施した。

4 監査の対象

平成21年4月1日現在、15団体が20施設の指定管理者として指定され管理運営に当たっている。

この中から下表の4団体、5施設を抽出し、監査の対象とした。

施設名	指定管理者名	所管課	募集形態
太宰府史跡水辺公園	シンコースポーツ(株)	生涯学習課	公募
いきいき情報センター	(財)太宰府市文化スポーツ振興財団	生涯学習課	非公募
文化ふれあい館	(財)太宰府市文化スポーツ振興財団	文化財課	非公募
大宰府展示館	(財)古都大宰府保存協会	文化財課	非公募
吉松共同利用施設	吉松自治会	中央公民館	非公募

5 監査の期間

平成21年12月1日から平成22年2月24日まで

6 実施方法

関係書類等の提出を求め、書面審査を行うとともに、現地調査、関係諸帳簿の閲覧・審査を行い、関係職員及び関係人からの事情聴取等の監査委員ヒアリングを実施した。また、必要に応じて関係部課長の出席を求め、説明を受けた。

7 監査の着眼点

【所管課関係】

- (1) 指定管理者の指定の手続きは、法令等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、手続き等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

【指定管理者関係】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 行政財産の目的外使用物件は許可を受けているか。
- (8) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

8 監査の結果

今回の監査は、指定管理者制度に係る運用が適正に行われているか等について所管課及び指定管理者双方に対し、着眼点に沿って監査を行った結果、次のとおり改善・検討を要するところが認められた。

(1) 全体的な指摘事項

ア 協定書・仕様書に関する事項について、監査対象の全施設について次のような不適切な事例があったので是正されたい。

(ア) 指定管理者に選定してから議決を得る間の仮協定が締結されてい

ない。

- (イ) 指定管理料の積算基礎の中の、指定管理に係る施設に従事する職員の人件費が空欄になっている。

イ 条例に関する事項について、次のような不適切な事例があったので是正されたい。

- (ア) 指定管理者制度に係る条例に定める事項である管理の基準として、下表のとおり定められていない規定がある。

管理の基準となる主な規定 / 施設名	太宰府史跡水辺公園	いきいき情報センター	文化ふれあい館	大宰府展示館	吉松共同利用施設
使用料に関する規定	○	○	○	○	○
休館日・開館時間	○	○	○	○	別に定める
利用の許可	○	○	○	×	○
利用の制限	規則委任	規則委任	規則委任	規則委任	○
利用許可の取消	×	×	規則委任	×	○
減免を指定管理者が行う旨の読替規定（規則も同じ）	×	×	×	×	×
利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読替規定	×	×	×	×	×
使用料を利用料金に読替える規定	×	×	×	×	×

ウ 利用料金に関する事項について、次のような不適切な事例があったので是正されたい。

- (ア) 利用料金は、指定管理者が定めることとされており、市はそれに対し承認を行なうこととなる旨法令・条例・協定書等に規定されているが、条例と同額を設定しているため承認は必要ないと解釈し、承認行為が行われていない。

(2) 所管課に関する指摘事項

ア 生涯学習課（太宰府史跡水辺公園）

- (ア) 「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第3条に規定する選定結果通知が行われていない。規則に沿った適切な事務手続をされたい。
- (イ) 協定書に引用している「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例」の条項番号にずれがあり、同条例の改正に伴う協定書の整理がされていない。適切な事務処理をされたい。
- (ウ) 事業計画書及びシフト計画表と仕様書の業務従事者の要件内容に相違が見られた。所管課として指定管理者の業務履行確認、検証等適切な事務処理をされたい。

イ 生涯学習課（いきいき情報センター）

- (ア) 平成20年度の決算中、修繕料が協定書に定められた金額を超過しており、指定管理者と十分協議のうえ修繕料の額を定められたい。
また、その超えた金額の負担は市長が行う旨協定書に定めてあるが、指定管理者が経費負担しており改められたい。

ウ 文化財課（文化ふれあい館）

- (ア) 平成20年度の決算中、修繕料が協定書に定められた金額を超過しており、指定管理者と十分協議のうえ修繕料の額を定められたい。
また、その超えた金額の負担は市長が行う旨協定書に定めてあるが、指定管理者が経費負担しており改められたい。

エ 文化財課（大宰府展示館）

- (ア) 協定書に引用している「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例」の条項番号にずれがあり、同条例の改正に伴う協定書の整理がされていない。適切な事務処理をされたい。
- (イ) 協定書の契約者甲は市長となっているが、「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」により契約権者は教育長と

なるべきである。適切な事務処理をされたい。

(ウ) 指定管理に係る経費の不足分を、当初予算の段階で(財)古都大宰府保存協会全体の財源(前期繰越金)をもって充当されていた。

指定管理者と十分な協議のうえ、適切な事務処理をされたい。

オ 中央公民館(吉松共同利用施設)

(ア) 太宰府市公の施設に係る指定管理者指定申請書の申請年月日が不明である。申請書の受理にあたっては、適正に処理されたい。

(イ) 協定書の締結者甲は市長となっているが、「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」により締結権者は教育長となるべきである。適切な事務処理をされたい。

(ウ) 「太宰府市立共同利用施設条例」に利用料金に関する料金表の定めがないので、改善されたい。

カ 経営企画課(総合調整)

(ア) 「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条第2項に規定する指定管理者の指定に係る告示がなされていない。事務処理に遺漏のないようされたい。

(イ) 協定書の印紙の貼付が印紙税法別表の請負文書としての額となっているが、指定管理者に係るものは委任なので課税文書に当たらないとの見解があるため、国税当局と協議されたい。

(ウ) 指定管理料の精算は、収益の還元として協定書に規定しているが、実際には収支計算書(統一されていない。)の中で差引精算されている。精算(還元)報告書として、還元の時期、方法も含め統一様式の作成を検討されたい。

(3) 指定管理者に関する指摘事項

ア シンコースポーツ(株)(太宰府史跡水辺公園)

(ア) 仕様書では館長の設置を義務付けているが、実際には館長職を置いていないので、適正な処理をされたい。

イ (財) 太宰府市文化スポーツ振興財団 (いきいき情報センター)

(ア) レジ計算報告書において、作成者の押印漏れ及びレジ精算書の添付がないものがあった。適正な事務処理をされたい。

ウ (財) 古都大宰府保存協会 (大宰府展示館)

(ア) 仕様書では館長の設置を義務付けているが、実際には館長職を置いていないので、適正な処理をされたい。

9 まとめ

公の施設の管理については、従来は、公共団体、公共的団体等に限定されていた。しかしながら、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウを活用し住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度が創設された。

本市の指定管理者制度は、厳しい財政状況を背景に平成18年度から導入し現在20施設を15団体の指定管理者により管理運営を行っているが、施設の効率的な運用及び住民サービスの向上を図る一方で、施設や設備の老朽化に伴う修繕が増加することが予測される。また、改修等により臨時休館を余儀なくされるなど、新たな対応を求められる状況となっている。

今回の監査は、指定管理者制度を導入してから3年が経過しており、協定の更新期にあたることもあり事務処理を中心に行ったが、導入時からの事務処理に誤りがあると認められるものが多々あった。特に指定管理者制度の根幹部分である承認料金制について、十分な対応がされていなかった。

また、実際の業務内容と仕様書等との内容が一致していないものがあるなど、管理運営状況の確認、点検が不十分であると認められ、指定管理者に対する実地調査等の徹底を図る必要がある。

利用者への周知の面でも、施設内及び利用料金表に指定管理者名や市から承認を受けた利用料金表である旨の表示がされていないなど、配慮を欠く点が見受けられた。

さらに、条例の規定形式において、公の施設の管理運営を指定管理者制度で行うか否かを選択するようになっているが、同制度の趣旨から指定管理者制度

で管理運営を行う旨の方針決定をした公の施設は、同制度に準拠した条例の規定形式の採用を検討する必要があると思料する。

指定管理者制度導入の目的である住民サービスの向上と経費の節減を利用者数、利用料金収納額及び指定管理料の視点から制度の導入前である平成17年度と導入後3年を経過し制度の定着化が一定図られたと思われる平成20年度を比較してみると、施設の利用者数については、「文化ふれあい館」の26.3%増をはじめ「太宰府史跡水辺公園」14.1%の増、その他の施設については横ばいから微増となっている。同様に、利用料金収納額でも「文化ふれあい館」が40.8%の増、次いで「太宰府史跡水辺公園」の14.6%の増となっており、その他の施設では、減収の施設もあった。次に管理経費の面で同様に指定管理料と制度導入前の指定管理料相当額とを比較すると、「大宰府展示館」が増加しており他の施設は減少していた。

このようなことから、部分的ではあるが制度導入の効果は認められると思料するが、指定管理者制度の導入目的が達成されているか毎年度事業報告書等により評価を行い、さらに、利用者の要望や意見等を効果的に反映するためにもモニタリングの手法を取り入れるなど、定期的な検証も必要である。

なお、今回指摘した事項は、今回の監査対象外の施設についても同様の状況と思われるので、確認のうえ是正する必要がある。

今後に向けては、改善や検討を要する事項や個々の課題への適切な対応はもとより、所管課と指定管理者との緊密な連携により、指定管理者制度の効果的な活用を図り、市民サービスの向上に努められたい。